

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】「企業年金の加入者のための運用等の見える化」について P1

【コラム】インフレ環境下での企業型DCの制度運営 P7

「企業年金の加入者のための運用等の見える化」について

1. はじめに

2025 年 6 月に成立した令和 7 年年金改正法（※）において、「企業年金の運用の見える化（情報開示）」として、厚生労働省が企業年金実施事業主等から提出される報告書の記載事項のうち一定の事項を公開することとされました（同法の公布から 5 年以内の政令で定める日施行）。

これにより、加入者等が、自社の企業年金の理解を深めるだけでなく、他社との比較・分析を行うことができるようになるなど、よりよい企業年金の運営につながることを期待されています。

今月号では、「企業年金の加入者のための運用等の見える化」に関するこれまでの検討状況や開示の方向性について解説します。

※正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号）」

2. 制度改正のねらい

現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出も義務づけられていますが、一般には公開されておりません。

「企業年金の運用の見える化（情報開示）」は、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにするねらいがあります。

単なる情報開示の拡充で終わることなく、今後より一層の企業年金の活用が期待されます。

3. 令和 7 年年金改正法までの検討の経緯

まず、令和 7 年年金改正法が成立するまでに行われた、主な議論について振り返ります。

(1) 資産運用立国分科会における議論

＜図表 1＞アセットオーナーシップの改革（抜粋）

項目	DB	DC
課題等	加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、運用の方針等を含め DB 制度の必要な見直しを行うにあたって、他社と比較できるよう、見える化を進めていくことが有用	加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、適切に運用の方法を比較・選定できるよう見える化を進めていくことが有用
施策	運用状況などの情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う	運用の方法のラインナップなどの情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う

（出所）新しい資本主義実現会議資産運用立国分科会「資産運用立国実現プラン」を基に、りそな年金研究所作成

内閣官房において新しい資本主義実現会議の下に資産運用立国分科会が2023年10月4日に設置され、4回にわたり議論が行われ、2023年12月13日に「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられました。その中で、アセットオーナーシップの改革の1つとして加入者のための運用の見える化の充実が挙げられました。

(2) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（以下、「企個部会」）では、企業年金や個人年金に関する様々な議論が行われます。

その中で「見える化」に関しては、第27回から第29回にかけて議論が行われました。

＜図表2＞第27回から第29回企個部会の議題

開催日(回)	議題
2023年9月25日(第27回)	私的年金制度の普及・促進について
2023年10月17日(第28回)	1.資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）について 2.資産運用立国について
2023年11月13日(第29回)	1.加入者のための企業年金の見える化について 2.資産運用立国について

(出所) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会を基に、リそな年金研究所作成

2023年9月25日開催の第27回企個部会では議題「私的年金制度の普及・促進について」の中で「個人の年金状況の見える化」が議論されましたが、この時点ではまだ「加入者のための運用の見える化」という表現は用いられていませんでした。

続く第28回企個部会において、同年10月4日に内閣官房に設置された資産運用立国分科会が議題の一つとして取り上げられ、ここで初めて「加入者のための運用の見える化」（以下、「運用の見える化」）という表現が使われ、以降、この観点で議論が進められることとなりました。

2024年12月27日に取りまとめられた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」では以下のように整理されています。

＜図表3＞社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理(抜粋)

- 企業年金の情報については、本人への適切な通知、運営状況の厚生労働省への報告義務はあるが、一般には公開されていない
- 他社の状況を広く一般に公開することにより、他社と比較・分析を可能とし、企業年金の加入者の最善の利益に資するようにする
- 企業年金制度の趣旨から受託者責任の観点が重要であり、一義的には加入者・受給権者のために行われるべき
- 今後、具体的な項目を検討する際には、加入者にとって真に必要、有益な情報は何か、他社との比較を行う目的は何かを適切に整理した上で、開示の是非と要否を検討する必要がある

(出所)「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(令和6年12月27日)を基に、リそな年金研究所作成

4. 令和7年年金改正法以降の実施に向けた対応

続いて、令和7年年金改正法の成立以降、運用の見える化の実施に向けて行われている取り組み等について確認します。

厚生労働省のWebサイトにある、運用の見える化に関する情報がまとめられているページに今後の情報が随時公開されるようなので、こちらもご参照ください。

(1) 企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会

運用の見える化に関してさらに議論を深めるため、「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」（以下「見える化等懇談会」）が年金局長により招集されました。

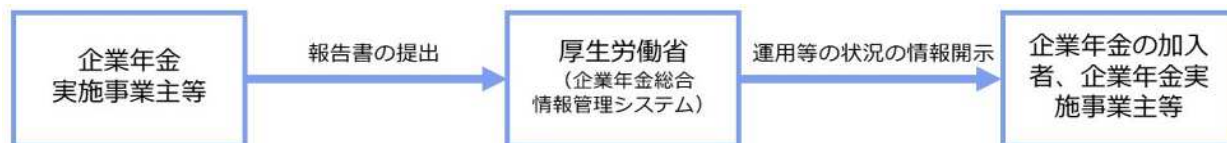
2025年10月7日に行われた第1回見える化等懇談会では、

- ・企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化について
- ・企業型DCの適切な商品選択のための取組・推進について 等

という二つの議事について議論がなされました（ここでは前者のみ説明し、後者は後述します）。

＜図表4＞をはじめ、「具体化の方法」や「具体化に当たっての留意点」、また DB 制度、DC 制度それぞれについて開示方法、開示項目などの案が示され、それらに対して関連分野の有識者からそれぞれの立場での意見が出されました。

＜図表4＞情報開示の流れ



(出所)第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 2025 年 10 月 7 日資料1から抜粋

2026 年 1 月 28 日に開催された第2回見える化等懇談会では

- ・企業型 DC の適切な商品選択のための投資教育事例について
- ・DB におけるインフレ抵抗力の確保に係る取組事例について

という二つの事例紹介が行われました（こちらも後述します）。

なお、事務局がまとめた「第1回懇談会でいただいたご意見の概要」という資料が参考として提示されましたが、特段内容についての議論はなかったものの、委員から出された意見を踏まえた留意点や方向性についての事務局コメントが付されておりました。

(2) 事業報告書等の見直しの方向性

運用の見える化（情報開示）を行う前提として、厚生労働大臣に提出する業務報告書や決算報告書などについて、報告内容を見直すとともにシステムによりオンラインで提出することを予定している旨の事務連絡が DB、DC それぞれについて発出されました。

① DB 事業報告書の見直し

「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」

（2025 年 11 月 14 日事務連絡）が発出され、「事業報告書」「決算に関する報告書」「事業及び決算に関する報告書」の厚生労働省への提出が電子化されることから、項目の追加、修正、及び CSV データでの提出を可能とするためのデータレイアウトが示されました。

② DC の事業主報告書（業務報告書）

企業型 DC の場合は、従来から事業主報告書については企業型記録関連運営管理機関（以下「RK」）を通じて厚生労働省へ提出されています。

今般の見える化に伴い一部項目の追加修正は行われますが、提出方法は従来通り RK を通じて行われることとされました。

RK が作成・報告する業務報告書についても同様に一部項目の追加修正が行われる予定です。

(3) 企業年金総合情報管理システム

厚生労働省では、事業主、運営管理機関等における報告書の作成・提出、厚生労働省（本省・地方厚生（支）局）における受付、審査、集計等の業務の効率化を図るため、「企業年金総合情報管理システム」を整備し、DB の「事業及び決算に関する報告書」、DC の「事業主報告書」等の各種報告書を当該システムによりオンラインで提出を受けるとを想定しているとのこと。

＜図表5＞企業年金総合情報管理システム 今後のスケジュール

今後のスケジュール（予定）

【新システム（企業年金総合情報管理システム）関係】

- 令和7年度内 新システム設計・開発のための要件整理、調達手続き等
- 令和8年度～ 新システム設計・開発、テスト等の実施
- （令和8年～ 企業側や受託機関、運営管理機関等でのシステム対応等の準備期間）
- 令和9年度中 新システムの稼働（オンライン提出を開始）
（新規報告事項を加えた様式による）

(出所)厚生労働省「企業年金総合情報管理システムの概要」から抜粋

(4) 見える化(情報開示)の対象となる項目について

見える化の対象となる項目について、「企業年金の加入者のための運用等の見える化（開示項目）」として2026年3月31日付で厚生労働省から示されました。

＜図表6＞DB 制度の開示内容

DB 制度の開示項目		※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。	
大項目	小項目	備考	
1 基本情報	基金名・事業所名、 <u>設立・実施形態、制度開始月</u> 、実施事業所数、加入者数		
2 制度設計	年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計、 <u>予定利率、掛金相当額（DC令第11条第2号の他制度掛金相当額）</u>	<u>年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計は、選択式での報告とするよう様式を変更</u>	
3 給付実績	給付の件数（ <u>新規の裁定件数含む</u> ）、給付総額	老齢年金、老齢一時金、脱退一時金の別	
4 財政状況	積立状況（積立金、責任準備金、最低積立基準額）	責任準備金、最低積立基準額に対する積立金の率を含む	
	掛金拠出状況（標準掛金、特別掛金等）、成熟度	成熟度は、給付額÷掛金額による	
5 資産運用状況	運用方針（ <u>運用の基本方針</u> 、期待収益率、リスク）	運用の基本方針は、事業報告書の添付資料とする	
	資産構成割合（国内外の株式・債券、一般勘定、短期資産、その他資産）、自家運用の有無、運用実績（報酬控除前後の運用利回り）	運用実績は、単年度及び5年平均	
	実施体制（総幹事会社名、資産運用委員会の設置の有無、 <u>専門性の確保・向上の取組</u> 、運用コンサルタント会社の活用の有無）		

（出所）厚生労働省「企業年金の加入者のための運用等の見える化（開示項目）」から抜粋

＜図表7＞企業型 DC 制度の開示内容

DC 制度の開示項目		※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。	
大項目	小項目	備考	
1 制度情報	<u>規約名、規約承認番号、制度開始月、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、実施形態、運営管理機関名（商品選定・提示業務を行う機関、記録関連業務を行う機関）</u>		
	加入者数、 <u>加入者の平均年齢</u> 、運用指図者数		
	掛金総額（事業主掛金、加入者掛金の別）、加入者掛金拠出人数、加入者掛金拠出者の割合		
2 運用の方法・運用の指図にかかる情報	運用の方法ごとに、商品名、元本確保型か否かの分類、種類、資産額、 <u>加入者数、運用指図者数、選定年度（将来のみ）、除外済みか否か</u>		
	<u>運用実績（運用利回り平均）</u>	各DCの全体の平均値	
3 指定運用方法の状況	提示の有無、商品名、種類、指定運用方法の適用人数、 <u>指定運用方法の適用資産額</u> 、当該指定運用方法を選定した年度		
4 加入者資格喪失者（離転職者）の情報	加入者資格喪失者（離転職者等）に占める特定運営管理機関に自動移換された者の割合		
5 その他	<u>事業所の所在地（都道府県）</u>	検索項目として使用	

（出所）厚生労働省「企業年金の加入者のための運用等の見える化（開示項目）」から抜粋

DB 制度、DC 制度とも、開示項目は第1回見える化等懇談会で示されたものと同じ内容となっていますが、委員から出された意見を踏まえて、次の留意点（DC 制度は1点目のみ）が上表の下に追加されています。

＜図表8＞上表の下に追加された留意点

- 情報の利用者が趣旨・目的を十分に理解した上で活用できるよう、Web サイトの構築の際には、説明や注釈を丁寧に付すなど留意。企業年金の負担にも配慮しつつ、早めの情報提供・丁寧な周知を行う。
- 補足説明等のためのコメント欄を設けるなど利便性を考慮して設計を行い、施行に当たっては丁寧な周知を行う。

（出所）厚生労働省「企業年金の加入者のための運用等の見える化（開示項目）」から抜粋

5. 見える化等懇談会における見える化以外の議論

第1回見える化等懇談会で取り上げられた議事のうち二つ目は「企業型 DC の適切な商品選択のための取組・推進について 等」となっていましたが、具体的には

- ・適切な商品選択に向けた取組
- ・確定給付企業年金（DB）におけるインフレ抵抗力の確保

の2つについて議論が行われ、続く第2回見える化等懇談会ではこの2つのテーマに関する取組事例が紹介されました。

以下は、その取組事例の一部です（詳細は厚生労働省 Web サイト（後述）をご参照ください）。

（1）適切な商品選択に向けた取組

加入者の商品選択の状況としては、投資信託等の割合が年々増加し、20代～40代は7割を超えています。また、元本確保型のみで運用している者については、＜図表9＞の通り、年々減少し全体の約2割となっています。

＜図表9＞元本確保型の割合の推移
＜元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合＞



（出所）第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 2025 年 10 月 7 日資料2から抜粋
（運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2024 年 3 月末）」から厚生労働省が作成したもの）

（2）DB におけるインフレ抵抗力の確保

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）における「資産運用立国の取組の深化」の中で「給付のあり方等は労使で検討されるべきものであるが、加入者の退職後の生活におけるインフレ抵抗力が確保されるよう、DB の運用のあり方を含め、事例を整理・公表する。」とされたことを受けて、見える化等懇談会でインフレ抵抗力の確保が取り上げられました。

＜図表10＞インフレ抵抗力の確保に資すると思われる取組みを分類・整理したもの

【①】労使間の合意に基づく給付改善事例

・インフレ等の経済動向を踏まえて、労使間の合意の下で給付水準を改善するもの。
これに関しては、インフレに起因したものか否かは問わず、結果的に給付改善が行われた事例について、次の【①－1】～【①－3】の区分で整理をした。

- 【①－1】DBの給付用に算定基礎（基準給与等）を設定している場合の算定基礎の見直し
- 【①－2】給付乗率等の見直し
- 【①－3】その他人事制度の見直し等を背景とした給付設計の見直し

【②】給付の額が経済動向等に連動する制度

・DBの給付設計として、自動的にインフレ等の経済動向等に応じた給付の額が算定されるもの。
これに関しては、次の【②－1】～【②－5】の区分で整理をした。

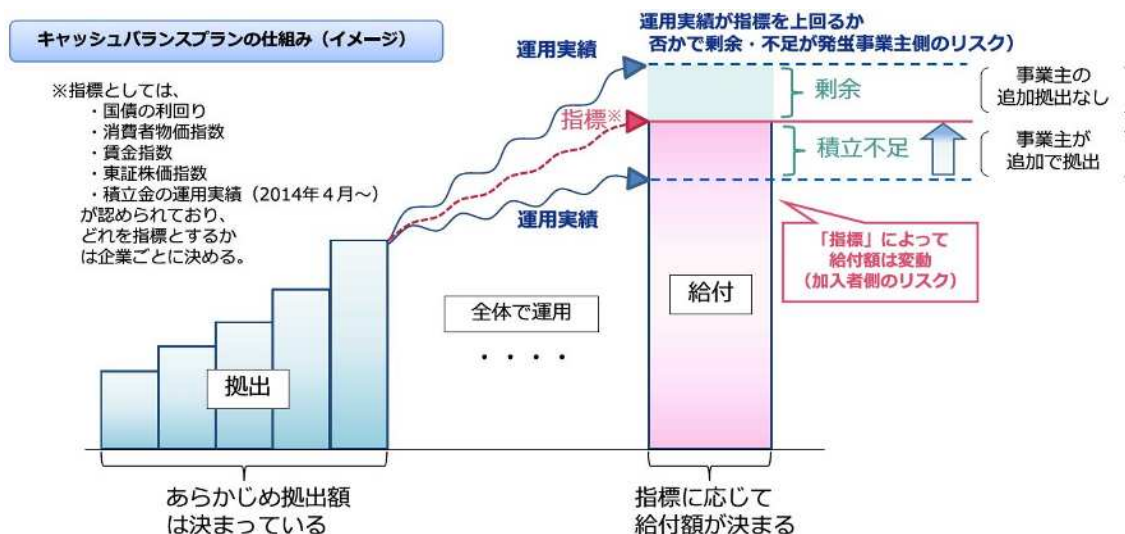
- 【②－1】標準報酬等の実際に支払った賃金を給付の基礎とするもの（給付の額がベースアップに連動するもの）
- 【②－2】「国債利回り」を給付設計の指標*とするもの
- 【②－3】「消費者物価指数」を給付設計の指標*とするもの
- 【②－4】「運用利回りの実績」を給付設計の指標*とするもの
- 【②－5】リスク分担型企業年金

* 上記の給付設計の指標とは、キャッシュバランスプランにおける再評価及び給付額の改定に用いる経済指標等。
指標に一定率を加算することや下限を設ける（又は下限を引き上げる）ことにより給付改善を行う事例も見られる。

（出所）第2回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 2026 年 1 月 28 日資料1から抜粋

給付の額が経済動向等に自動的に連動する給付設計の代表的なものがキャッシュバランスプランです。
 <図表11>のように、毎年の拠出額にあらかじめ定めた「指標」による利息を加味した額を給付する制度ですが、採用できる指標は法令等で認められたものにに限られます。

＜図表11＞キャッシュバランスプランの仕組み(イメージ)

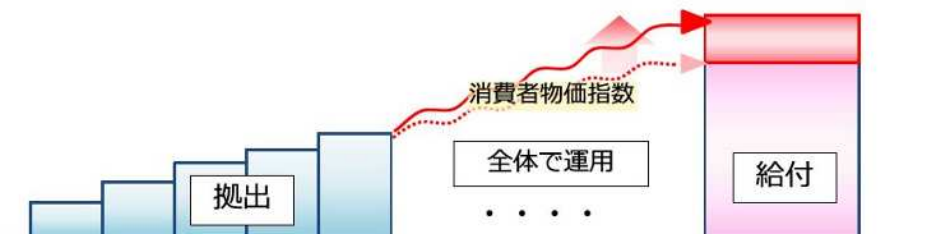


(出所)第2回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 2026 年 1 月 28 日資料1から抜粋

この指標について、最近の物価の動向(上昇)を反映して、「消費者物価指数(CPI)」を採用するケースもあるようです。

＜図表12＞「消費者物価指数(CPI)」を用いたキャッシュバランスプランのイメージ

・「消費者物価指数(CPI)」を用いたキャッシュバランスプランのイメージ



(出所)第2回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 2026 年 1 月 28 日資料1から抜粋

金利のある世界に戻り国債利回りも上昇傾向にあるため、引き続き国債利回りを指標とする制度も多いと思われますが、インフレ抵抗力の確保としてより物価連動を意識した指標の採用も増加していくことが想定されるところです。

6. さいごに

見える化による比較可能性の向上は、加入者等の利便性向上が図られるとともに企業年金のガバナンスの高度化にもつながるものと考えますが、開示の仕方などやり方によってはかえって混乱を招きかねない取り組みでもあると言えます。

企業年金関係者に過度の負担が生じないように配慮するとともに、丁寧な情報発信が望まれます。

＜ご参考資料＞

企業年金の加入者のための運用等の見える化 (厚生労働省 Web サイト)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/mieruka.html>

(信託年金営業部 コンサルティング室 主席数理役 富樫 典弘)

インフレ環境下での企業型 DC の制度運営

今回は、企業型の確定拠出年金（以下「企業型 DC」）を導入しているお客様から相談を受けた、信託銀行で企業年金を担当するAさんと、上司のB課長が、「インフレ環境下での企業型 DC の制度運営」についてディスカッションする場面です。

A さん：企業型 DC を導入している企業の担当者から「当社の企業型 DC の資産残高は順調に増え、制度運営は順調のように思っていますが、最近は物価上昇のニュースが多く、社員からも将来の資産形成について質問を受けることが増えています。ついては、このような質問を受けたときの回答方法などについてアドバイスをいただけますか。」と相談がありました。インフレ環境下において、押さえておきたい制度運営上の重要なポイントについて改めて整理したいです。

B 課長：まず、「物価上昇」や「インフレ」とはどのようなものかな？

A さん：「物価上昇」は特定の物やサービスの価格が一時的に上昇することを指し、「インフレ」は経済全体の物価水準が持続的に上昇することを指します。日本銀行は、2013 年に「物価安定の目標」として消費者物価の前年比上年率 2%と決めました。実際の消費者物価上昇率（年次）は、2013 年から 2021 年までは 2014 年を除き目標未達でしたが、2022 年以降はいずれも目標達成となっています。これはインフレと言ってもいい状況だと思うのですが、資産形成にどのような影響を与えるのでしょうか？



（出所）総務省「2025 年（令和 7 年）平均消費者物価指数の動向」を基に、リそな年金研究所作成

B 課長：具体的には、例えば、年率 2%のインフレが 10 年続くと、現在 100 万円で買える商品は 10 年後には約 122 万円に値上がりし、100 万円では買えなくなってしまう（購買力が低下）のは分かるよね。

A さん：はい。

B 課長：ここで重要なことは、企業型 DC は「老後資金確保のための手段の 1 つ」だということだね。給与や賞与で日常の生活を営みつつ、大きな出費（住宅資金、教育資金等）に備えて手元の蓄えを増やし、企業型 DC（他の退職金制度があればそれも含めて）で老後に備えた資産形成を行うということだよ。

A さん：はい。それも理解できます。

B 課長：老後に備えた資産形成は長期に亘るため、その間の物価上昇を意識した運用を心掛け、企業型 DC でどれぐらいの資産が必要か目標を定めることも必要なのではないかな。それでは、企業型 DC の将来の資産残高はどのような要因によって決まると思いますか？

A さん：企業型 DC は、事業主により掛金が毎月拠出され、その掛金を原則 60 歳到達までの期間、加入者が自ら選択した商品で運用を行い、その運用成果を加味して積みあがった資産を 60 歳以降に受け取る制度です。将来の資産残高を左右する主な要素は、①掛金額、②加入期間、③運用成果（利回り）の 3 つです。

B 課長：そのとおり。将来の資産残高は、今言ってくれた 3 つの要素で決まることとなるね。表にまとめてみよう。

掛金額 (月額)	利回り (年率)		加入期間		
			10 年	20 年	30 年
5 千円	2% (物価安定目標)	元利合計	約 66 万円	約 147 万円	約 246 万円
	3%		約 70 万円	約 164 万円	約 291 万円 …a
1 万円	2% (物価安定目標)		約 133 万円	約 295 万円	約 493 万円
	3%		約 140 万円	約 328 万円 …c	約 583 万円 …b

A さ ん：最もわかりやすいのは「①掛金額」ですね。利回り 3%・期間 30 年の場合、掛金額 5 千円と 1 万円の差約 292 万円（表中 b-a）は、その掛金差 180 万円（5 千円×360 ヶ月）を 100 万円超も上回る大きな差となります。ただし、事業主として、掛金額を増額することはコスト負担増となるためハードルが高そうです。事業主負担を変えずに従業員ごとの将来の資産残高を増やす方法を考えないといけません。

B 課 長：そうだね。事業主ができることとして、マッチング拠出等の加入者が掛金を拠出する制度を導入していない場合は当該制度を導入することや、既に導入済みの場合は加入者へ改めて制度の利用を促進することなどの手法が考えられるね。

A さ ん：はい。その通りかと思います。

B 課 長：2026 年 4 月 1 日施行の「マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃」や 2026 年 12 月 1 日施行予定の「拠出限度額の引き上げ」等、毎月掛金額の利用枠が増える法令改正が続くため、これらを十分に活用できるような対応をしていただきたいね。また、加入者が、個々の事情に合わせて活用していただけるように案内することも必要かな。それでは、つぎの「②加入期間」はどうか？

A さ ん：前述の表で、掛金額 1 万円・利回り 3%の場合、加入期間 20 年と 30 年の差約 255 万円（表中 b-c）は、掛金差 120 万円（1 万円×120 ヶ月）を約 135 万円も上回る大きな差となっています。

B 課 長：複利計算の効果は期間が長いほど大きくなるよね。最近では、定年の延長や定年退職後の継続雇用制度の拡大が図られてきたことは知っているよね。定年延長に合わせた加入期間の延長や継続雇用制度と整合した企業型 DC の制度設計等、できるだけ長く加入できる制度を整備することが、事業主としてできる施策の 1 つと考えた方がいいのだろうね。ただし、事業主掛金を拠出する期間を延ばすということは事業主掛金を増額するのと同じだから、慎重に検討することが必要となるよ。

A さ ん：3 つ目の「③運用成果」は加入者本人次第ですよ。運用の知識を最低限身につけ、インフレ環境下における「運用しない」ことによる将来資産の購買力低下のリスクを理解し、適切に運用することが大切だと思います。事業主としてできるポイントはありますか？

B 課 長：事業主ができることは、加入者が「運用する環境」を整備することだね。例えば、運用商品ラインアップの見直しを運営管理機関に働きかけるのも必要なのではないかな。低コストのインデックスファンドが充実している制度と、コストの高い商品が中心の制度では、長期的な資産形成に差が生じる可能性もあるよね。決してコストだけを問題視するわけでもないけど。また、国内外の株式や債券だけではなく、資産分散型やゴールド等の運用商品、言い換えると幅広い運用商品を加入者が選択できるかどうかとも重要だね。

A さ ん：商品ラインアップの見直しは、制度運営の中でも重要な取り組みの 1 つですね。

B 課 長：そのうえで、企業型 DC における運用の原則である、加入者自らが運用指図を行うことのサポートとしてより分かりやすい投資教育を行うことが重要だと考えてもらう必要があるね。そもそも投資教育は、努力義務とはいえ、法令上、事業主の責務でもあるわけだからね。また、指定運用方法として定期預金を選定している場合には、加入者属性等も踏まえた上で、インフレ環境下では実質リターンの観点から資産分散型商品等の投資信託（元本確保型以外）商品に入れ替えるなどを運営管理機関に働きかけるべきなのではないかな。

A さ ん：企業型 DC は、退職金としての賃金の後払いや福利厚生といった側面だけではなく、長期運用により購買力の維持・向上をすることができる制度であり、老後の生活設計を支える重要な制度だと改めて感じました。より良い制度運営は、従業員の将来不安の軽減とエンゲージメント向上にもつながることができると思います。今回整理したことを相談いただいたお客さまに回答すると同時に、今後のお客さまとの対話にも活かしていきたいです。

（信託年金営業部 インサイドビジネス室 吉田 隆介）

企業年金ノート 2026(令和 8)年 7 月号 No.699

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

年金ニュース: <https://www.shintakuone.info.resonabank.co.jp/>

